

【資料 1】 報告案件について

【報告 1】 パブリックコメントの実施結果及び
第 2 次枚方市空家等対策計画の改定について

【報告 2】 条例の改正について

【報告 1】パブリックコメントの実施結果及び第 2 次枚方市空家等対策計画の改定について

— 実施内容 —

募集内容：＜改定＞第2次枚方市空家等対策計画（案）について

募集期間：令和 6（2024）年12月6日（金）から同月25日（水）までの20日間

募集方法：市の施設21窓口に意見回収箱を設置（本館・別館・分館・支所・生涯学習市民センター・中央図書館・まるっとこどもセンター等）、市ホームページの入力フォーム（LoGoフォーム）、郵便、FAX 及び電子メールにて受付

— 実施結果 —

意見提出者数：1 名（うち 枚方市民 1 名）

公表意見数 ： 1 件

【報告 1】パブリックコメントの実施結果及び第 2 次枚方市空家等対策計画の改定について

No	ご意見の要旨	枚方市の考え方（案）
1	管理不良の空き家が問題になっている一方で、ネカフェ難民や生活保護等で居住する家に困っている人も多い。ここをマッチングして生活保護等で家賃の公的負担につなぐことができれば、管理不良が発生する事は少なくなると思う。住みたい人に住居が行き渡らず一方で空き家が多いというミスマッチはせっかく枚方に住める人をのがしてる意味でももったいない。	いただいたご意見のとおり、管理不良の空き家を発生させないためにマッチングを行うことは空き家対策を進めるうえで重要だと考えており、本市では通報等で寄せられる管理不良な空き家への対応については、所有者へ適切な維持管理の助言・指導を行うとともに、連携協定や不動産流通にかかる協力事業者とのマッチング等により空き家の利活用促進に取り組んでいます。 （4-2「空き家・空き地の活用」） 今後も管理不良の空き家を増やさないよう、引き続き利活用促進を含めた効果的な空き家対策を進めてまいります。

変更を加える意見ではないため、「＜改定＞第 2 次枚方市空家等対策計画」は原案どおりとする

【報告 1】 第 2 次枚方市空家等対策計画の改定について



<改定> 第 2 次枚方市空家等対策計画

令和 7 年 3 月
改定・公表（予定）

▼計画期間



【報告 2】 条例の改正について

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例（改正の概要）

●改正内容

令和 5（2023）年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が一部改正され、新たに「管理不全空家等」が定義付けされたことなどに伴い、関係条例である「枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例」（以下「条例」という。）において規定する空き地等（空き地・空き長屋）にも同様に定義付けすることが必要となったため

●法および条例の対象

法 → 空家等 ※共同住宅、長屋については、全ての住戸が使用されていない状態であれば対象

条例 → 空き地及び空き長屋（以下「空き地等」という。）

※長屋については、1戸以上の住戸が使用されていない状態であれば対象

●見直しの内容（主な内容）

①法改正による「管理不全空家等」の定義付けに伴い、同様に「管理不全空き地等」を定義付け

②枚方市空家等対策協議会への諮問事項に「管理不全空家等・空き地等への勧告時」を追加

③法改正に伴う特定空家等への措置に必要な「報告徴収」及びそれに関する「過料」の追加に伴い、

特定空き地等についても同様に「報告徴収」及びそれに関する「過料」を追加

④上記の見直しに伴う条項ずれの修正

●施行日 令和 7 年 4 月 1 日（予定）